



兵労発基 0206 第 4 号  
平成 31 年 2 月 6 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

兵庫県支部長 殿

兵庫労働局長



### 安全帯の規格の全部を改正する告示の施行について

平素より、労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働者の墜落を制止する器具である安全帯について、名称を「墜落制止用器具」とし、使用制限及び構造等を全面的に改めることとして、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 184 号）が平成 30 年 6 月 8 日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 75 号）及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 249 号）が平成 30 年 6 月 19 日にそれぞれ公布又は告示され、平成 31 年 2 月 1 日から施行又は適用されることとなっています。

今般、墜落制止用器具の安全性の向上と適切な使用を図るため、「安全帯の規格」（平成 14 年厚生労働省告示第 38 号）の全部を改正し、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）が平成 31 年 1 月 25 日付けで告示されました。

つきましては、貴団体におかれましても、「墜落制止用器具の規格」の趣旨及び内容を御理解の上、貴団体傘下の会員事業場に対し周知徹底を図るとともに、墜落制止用器具の安全な使用について、一層の推進に取り組まれますようお願いいたします。

#### （添付資料）

- (1) 平成 31 年 1 月 25 日付け基発 0125 第 2 号 施行通達（写）
- (2) 平成 31 年 1 月 25 日付け厚生労働省告示第十一号（写）
- (3) 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！（リーフレット）

# 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

## 今回の改正等のポイント

### 1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

安全帯		→	墜落制止用器具	②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることがあります。
①	胴ベルト型（一本つり）	○ →	胴ベルト型（一本つり）	
②	胴ベルト型（U字つり）	✗ →	×	
③	ハーネス型（一本つり）	○ →	ハーネス型（一本つり）	

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

### 2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となります。フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

### 3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注5)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格

(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P 2 ~

ガイドラインについて P 4 ~



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 政令等の改正について

## 【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関する災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月25日に告示されました。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

## 「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

## 墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに対応した性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ①「安全帯」を労働者に使用させることを事業者に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ②作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに対応した性能を有する墜落制止用器具の選定要件について → 5ページ参照

2019(平成31)年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

## 経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用されます。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

**現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは  
2022(平成34)年1月1日までとなります。**

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年 以降	
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月		
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日~)	
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)													
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用									使用可能 (2019(平成31)年2月1日~)								X	
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間									使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)									
安全帯の規格改正									★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)								X	
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能								製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日~)									
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間					製造・販売可能								販売可能					
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)													

## 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合は一部の科目を省略することができます。

### 【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することができます。

- ① 適用日時点において(★)の場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略できます。
- ② (★)の場所で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰを省略できます。
- ③ ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者は、Ⅲを省略できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

### 特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
I 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
II 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間
III 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

実技科目	範 囲	時 間
V 墜落制止用器具の使用方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

# ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は7・8ページに掲載しています。

## 適用範囲

- このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

## 用語

### ●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。

(右図のA)

### ●落下距離

作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。

(右図のB)

### ●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

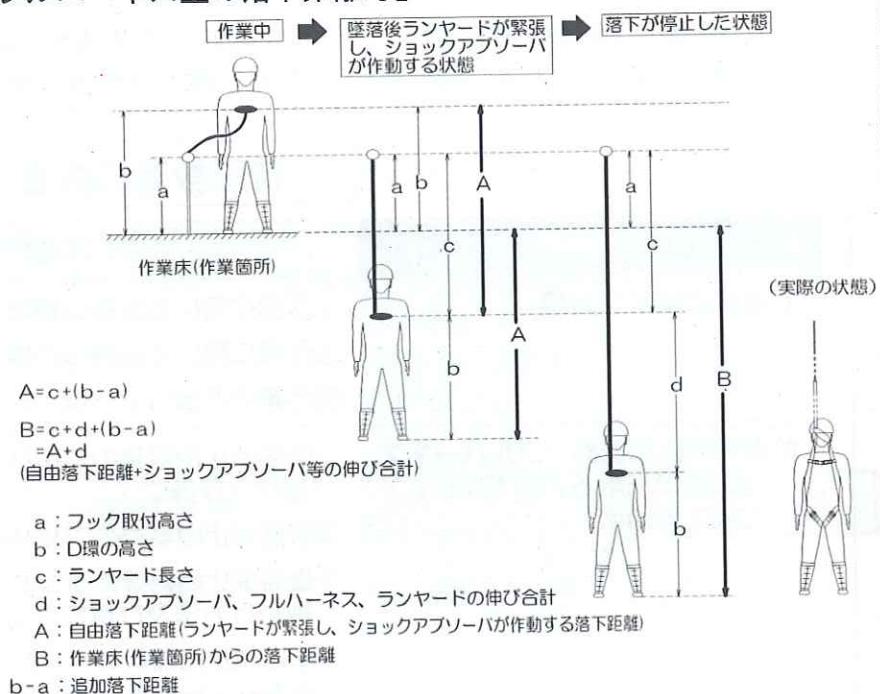
### ●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

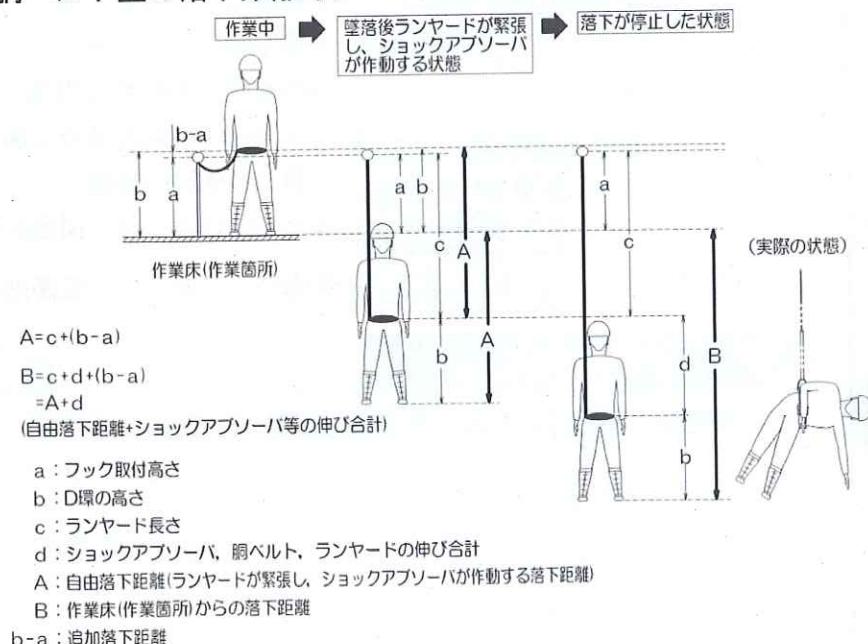
### ●ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

### 【フルハーネス型の落下距離等】



### 【胴ベルト型の落下距離等】



## 要求性能墜落制止用器具の選定

- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」(平成31年厚生労働省告示第11号)とガイドラインにおいて規定されます。

### 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

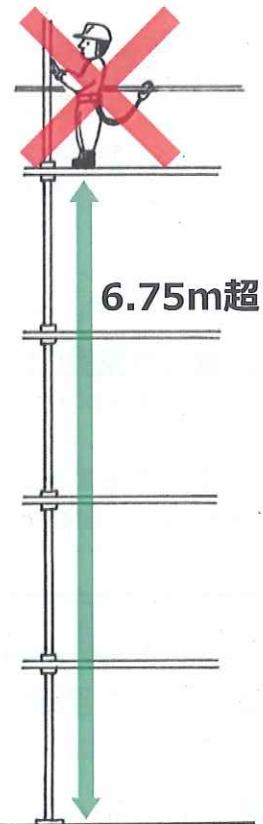
#### 要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は5mを超える箇所、柱上作業等の場合は2m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



#### 要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

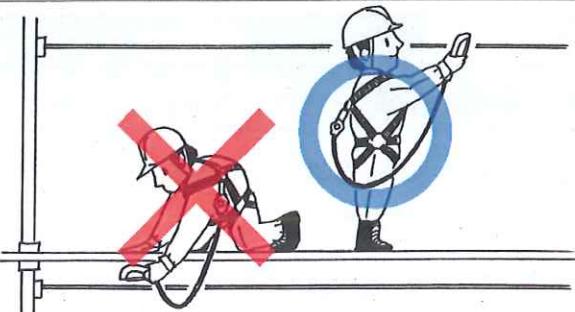
（85kg用又は100kg用。特注品を除く。）



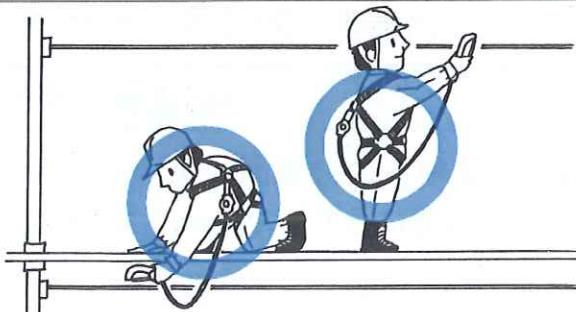
#### 要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選定

腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定します。鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。（両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。）

##### 第一種ショックアブソーバを使用する場合



##### 第二種ショックアブソーバを使用する場合



## 【墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

### ○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離+ショックアブソーバの伸び+1m(=6.75m)以下としなければならないこと。

### ○ 一般的な建設作業等(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※1を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。
  - 〔※1 ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。〕
- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件※2を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。
  - 〔※2 ランヤードのフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。〕

### ○ 柱上作業等(ワークポジショニング作業を伴う場合)

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

## 使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かるによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等をかけて使用すること。

## 点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があつたもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

## 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号)

### 第1 趣旨

高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則であるが、こうした措置が困難なときは、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講ずることが事業者に義務付けられている。

今般、墜落による労働災害の防止を図るため、平成30年6月8日に労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）第13条第3項第28号の「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」と改めた上で、平成30年6月19日に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）等及び安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）における墜落・転落による労働災害を防止するための措置及び特別教育の追加について所要の改正が行われ、平成31年2月1日から施行される。

本ガイドラインはこれらの改正された安衛令等と相まって、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るために、改正安衛令等に規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項、並びに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一括して示すことを目的とし、制定したものである。

事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、より現場の実態に即した安全対策を講ずるよう努めるものとする。

### 第2 適用範囲

本ガイドラインは、安衛令第13条第3項第28号に規定される墜落制止用器具を使用して行う作業について適用する。

### 第3 用語

#### 1 墜落制止用器具を構成する部品等

- (1) フルハーネス型墜落制止用器具 墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部及び腿等複数箇所において支持する構造の部品で構成される墜落制止用器具をいう。
- (2) 胸ベルト型墜落制止用器具 身体の腰部に着用する帶状の部品で構成される墜落制止用器具をいう。
- (3) ランヤード フルハーネス又は胸ベルトと親綱その他の取付設備（墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備をいう。）等と接続するためのロープ又はストラップ（以下「ランヤードのロープ等」という。）及びコネクタ等からなる器具をいう。ショックアブソーバ又は巻取り器を接続する場合は、当該ショックアブソーバ等を含む。
- (4) コネクタ フルハーネス、胸ベルト、ランヤード又は取付設備等を相互に接続するための器具をいう。
- (5) フック コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胸ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するためのかぎ形の器具をいう。
- (6) カラビナ コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胸ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するための環状の器具をいう。
- (7) ショックアブソーバ 墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0キロニュートン以下であるものをいい、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0キロニュートン以下であるものをいい。
- (8) 卷取り器 ランヤードのストラップを巻き取るための器具をいう。墜落を制止するときにランヤードの繰り出しを瞬時に停止するロック機能を有するものがある。
- (9) 補助ロープ 移動時において、主となるランヤードを掛け替える前に移動先の取付設備に掛けることによって、絶えず労働者が取付設備と接続された状態を維持するための短いロープ又はストラップ（以下「ロープ等」という。）をいう。
- (10) 自由落下距離 作業者がフルハーネス又は胸ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胸ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック又はカラビナ（以下「フック等」という。）の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう（図1及び図2のA）。
- (11) 落下距離 作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス若しくは胸ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう（図1及び図2のB）。

#### 2 ワークポジショニング作業関連

- (1) ワークポジショニング作業 ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業をいう。
- (2) ワークポジショニング用ロープ 取付設備に回しがけするロープ等で、伸縮調節器を用いて調整したロープ等の張力によってU字つり状態で身体の作業位置を保持するためのものをいう。
- (3) 伸縮調節器 ワークポジショニング用ロープの構成部品の一つ。ロープの長さを調節するための器具をいう。
- (4) 移動ロープ 送電線用鉄塔での建設工事等で使用される、鉄塔に上部が固定され垂らされたロープをいう。

#### 3 その他関連器具

- (1) 垂直親綱 鉛直方向に設置するロープ等による取付設備をいう。
- (2) 水平親綱 水平方向に設置するロープ等による取付設備をいう。  
(※図1・図2省略)

#### 4 墜落制止用器具の選定

##### 1 基本的な考え方

- (1) 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時にフルハーネス型の墜落制止用器具を着用する者が地面に到達するおそれのある場合は、胸ベルト型の使用が認められる。
- (2) 適切な墜落制止用器具の選択には、フルハーネス型又は胸ベルト型の選択のほか、フック等の取付設備の高さに応じたショックアブソーバのタイプ、それに伴うランヤードの長さ（ロック付き巻取り器を備えるものを含む。）の選択

が含まれ、事業者がショックアブソーバの最大の自由落下距離や使用可能な最大質量等を確認の上、作業内容、作業箇所の高さ及び作業者の体重等に応じて適切な墜落制止用器具を選択する必要があること。

- (3) 胸ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用すると仮定した場合の自由落下距離とショックアブソーバの伸びの合計値に1メートルを加えた値以下とする必要があること。このため、いかなる場合にも守らなければならない最低基準として、ショックアブソーバの自由落下距離の最大値（4メートル）及びショックアブソーバの伸びの最大値（1.75メートル）の合計値に1メートルを加えた高さ（6.75メートル）を超える箇所で作業する場合は、フルハーネス型を使用しなければならないこと。

##### 2 墜落制止用器具の選定（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

- (1) ショックアブソーバ等の種別の選定
  - ア 腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定すること。
  - イ 鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。
  - ウ 両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。

##### 2 ランヤードの選定

- (1) ランヤードに表示された標準的な条件（ランヤードのフック等の取付高さ（a）: 0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ（b）: 1.45メートル。以下同じ。）の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。
- (2) ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。
- (3) 移動時におけるフック等の掛け替える時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用する方法（二丁掛け）が望ましいこと。
- (4) フルハーネス型で二丁掛けを行う場合、二本の墜落制止用のランヤードを使用すること。
- (5) 胸ベルト型で二丁掛けを行う場合、墜落制止用のランヤードのフック等を掛け替えるのみに使用するものとして、補助ロープを使用することが認められること。補助ロープにはショックアブソーバを備えないものも含まれるが、その場合、作業時に使用されることがないように、長さを1.3メートル以下のものを選定すること。

##### 3 体重に応じた器具の選定

墜落制止用器具には、使用可能な最大質量（85kg又は100kg。特注品を除く。）が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

##### 4 胸ベルト型が使用可能な高さの目安

建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件（ランヤードのフック等の取付高さ: 0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ: 1.45メートル、ランヤード長さ: 1.7メートル（この場合、自由落下距離は2.3メートル）、ショックアブソーバ（第一種）の伸びの最大値: 1.2メートル、フルハーネス等の伸び: 1メートル程度）を想定すると、目安高さは5メートル以下とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

##### 3 墜落制止用器具の選定（ワークポジショニング作業を伴う場合）

ワークポジショニング作業に使用される身体保持用の器具（以下「ワークポジショニング用器具」という。）は、実質的に墜落を防止する効果があるが、墜落した場合にそれを制止するためのバックアップとして墜落制止用器具を併用する必要があること。

##### 1 ショックアブソーバの種別の選定

ワークポジショニング作業においては、通常、足下にフック等を掛ける作業はないため、第一種ショックアブソーバを選定すること。ただし、作業内容に足下にフック等を掛ける作業が含まれる場合は、第二種ショックアブソーバを選定すること。

##### 2 ランヤードの選定

- (1) ランヤードに表示された標準的な条件の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。
- (2) ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。
- (3) 移動時のフック等の掛け替える時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用する方法（二丁掛け）が望ましいこと。また、ワークポジショニング姿勢を保ちつつ、フック等の掛け替えを行うことも墜落防止に有効であるごと。

- (4) 二丁掛けを行う場合、2本の墜落制止用のランヤードを使用することが望ましいが、二本のうち一本は、ワークポジショニング用のロープを使用することも認められること。この場合、伸縮調整器により、必要最小限のロープの長さで使用すること。

##### 3 体重に応じた器具の選定

墜落制止用器具には、使用可能な最大質量（85kg又は100kg。特注品を除く。）が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

##### 4 フルハーネス型の選定

ワークポジショニング作業を伴う場合は、通常、頭上に構造物が常に存在し、フック等を頭上に取り付けることが可能であるので、地面に到達しないようにフルハーネス型を使用することが可能であることから、フルハーネス型を選定すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれがある場合は、胸ベルト型の使用も認められること。

##### 4 昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用

- (1) 墜落制止用器具は、作業時に義務付けられ、作業と通行・昇降（昇降用の設備の健全性等を確認しながら、昇降する場合を含む。）は基本的に異なる概念であること。また、伐採など、墜落制止用器具のフック等を掛ける場所がない場合など、墜落制止用器具を使用することが著しく困難な場合には、保護帽の着用等の代替措置を行なう必要があること。

- (2) 垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールを用いて昇降を行なう際には、墜落制

止機能は求められること。また、ISO規格で認められているように、垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールに、子綱とスライド式墜落制止用の器具を介してフルハーネス型の胸部等に設けたコネクタと直結する場合であって、適切な落下試験等によって安全性を確認できるものは、当該子綱とスライド式墜落制止用の器具は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。

- (3) 送電線用鉄塔での建設工事等で使用される移動ロープは、ランヤードではなく、親綱と位置づけられる。また、移動ロープとフルハーネス型をキーロック方式安全器具等で直結する場合であって、移動ロープにショックアブソーバが設けられている場合、当該キーロック方式安全器具等は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。この場合、移動ロープのショックアブソーバは、第2種ショックアブソーバに準じた機能を有するものであること。

## 第5 墜落制止用器具の使用

### 1 墜落制止用器具の使用方法

#### (1) 墜落制止用器具の装着

ア 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認すること。

イ フルハーネス型については、墜落制止時にフルハーネスがずり上がり、安全な姿勢が保持できなくなることのないように、緩みなく確実に装着すること。また、胸ベルト等安全上必要な部品を取り外さないこと。胸ベルト型については、できるだけ腰骨の近くで、墜落制止時に足部の方に抜けない位置に、かつ、極力、胸部へすれないよう確実に装着すること。

ウ パックルは正しく使い、ベルトの端はベルト通しに確実に通すこと。  
パックルの装着を正確に行うため、ワントッチパックル等誤った装着ができる構造となったものの使用することが望ましいこと。また、フルハーネス型の場合は、通常2つ以上のパックルがあるが、これらの組み合わせを誤らないように注意して着用すること。

エ ワークポジショニング用器具は、伸縮調節器を環に正しく掛け、外れ止め装置の動作を確認するとともに、ベルトの端や作業服が巻き込まれていないことを目視により確認すること。

オ ワークポジショニング作業の際に、フック等を誤って環以外のものに掛けることのないようにするために、環又はその付近のベルトには、フック等を掛けられる器具をつけないこと。

カ ワークポジショニング用器具は、装着後、地上において、それぞれの使用条件の状態で体重をかけ、各部に異常がないかどうかを点検すること。

キ 装着後、墜落制止用器具を使用しないときは、フック等を環に掛け又は収納袋に収める等により、ランヤードが垂れ下がらないようにすること。ワークポジショニング用器具のロープは肩に掛けるかフック等を環に掛けて伸縮調節器によりロープの長さを調節することにより、垂れ下がらないようにすること。

#### (2) 墜落制止用器具の取付設備

ア 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に対し十分耐え得る堅固なものであること。取付設備の強度が判断できない場合には、フック等を取り付けないこと。作業の都合上、やむを得ず強度が不明な取付設備にフック等を取り付けなければならない場合には、フック等をできる限り高い位置に取り付ける等により、取付設備の有する強度の範囲内に墜落制止時の衝撃荷重を抑える処置を講ずること。

イ 墜落制止用器具の取付設備の近傍に鋭い角がある場合には、ランヤードのロープ等が直接鋭い角に当たらないように、養生等の処置を講ずること。

#### (3) 墜落制止用器具の使用方法（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

ア 取付設備は、できるだけ高い位置のものを選ぶこと。

イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。

ウ 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。

エ 補助ロープは、移動時の掛替え用に使用するものであり、作業時には使用しないこと。

#### (4) 墜落制止用器具の使用方法（ワークポジショニング作業を伴う場合）

ア 取付設備は、原則として、頭上の位置のものを選ぶこと。

イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。

ウ ワークポジショニング用器具は、ロープによじれのないことを確認したうえで、フック等が環に確実に掛かっていることを目視により確認し、伸縮調節器により、ロープの長さを作業上必要最小限の長さに調節し、体重をかけるときは、いきなり手を離して体重をかけるのではなく、徐々に体重を移し、異状がないことを確かめてから手を離すこと。

エ ワークポジショニング用器具は、移動時の掛替え時の墜落防止用に使用できるが、作業時には、別途、墜落制止用器具としての要件を満たす別のランヤードを使用して作業を行う必要があること。ワークポジショニング用ロープを掛替え時に使用する場合は、長さを必要最小限とすること。

#### (5) フック等の使用方法

ア フック等はランヤードのロープ等の取付部とかぎ部の中心に掛かる引張荷重で性能を規定したものであり、曲げ荷重・外れ止め装置への外力に関しては大きな荷重に耐えられるものではないことを認識したうえで使用すること。

イ 回し掛けは、フック等に横方向の曲げ荷重を受けたり、取付設備の鋭角部での応力集中によって破断したりする等の問題が生じるおそれがあるので、できるだけ避けること。回し掛けを行なう場合には、これらの問題点をよく把握して、それらの問題を回避できるように注意して使用すること。

ウ ランヤードのロープ等がねじれた状態でフック等の外れ止め装置に絡むと外れ止め装置が変形・破断して外れることがあるので、注意すること。

エ ランヤードのフック等の取付部にショックアブソーバがある形状のものは、回し掛けをしてフック等がショックアブソーバに掛かるとショックアブソーバが機能しないことがあるので、回し掛けしないこと。

#### 2 垂直親綱への取付け

(1) 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取付けた取付設備にフック等を掛けて使用すること。

(2) 一本の垂直親綱を使用する作業者数は、原則として一人とすること。

(3) 垂直親綱に取り付けた取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。

(4) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。

(5) 長い合成繊維ロープの垂直親綱の下端付近で使用する場合は、墜落制止時に親綱の伸びが大きくなるので、下方の障害物に接触しないように注意すること。

#### 3 水平親綱への取付け

(1) 水平親綱は、墜落制止用器具を取り付ける構造物が身近になく、作業工程が横移動の場合、又は作業上頻繁に横方向に移動する必要がある場合に、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。なお、作業場所の構造上、低い位置に親綱を設置する場合には、短いランヤード又はロック機能付き巻取り式ランヤードを用いる等、落下距離を小さくする措置を講じること。

(2) 水平親綱を使用する作業者は、原則として1スパンに1人とすること。

(3) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。

(4) 水平親綱に合成繊維ロープを使用する場合は、墜落制止時に下方の障害物・地面に接触しないように注意すること。

## 第6 点検・保守・保管

墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

### 1 点検

点検は、日常点検のほかに一定期間ごとに定期点検を行なうものとし、次に掲げる事項について作成した点検基準によって行なうこと。定期点検の間隔は半年を超えないこと。点検時には、取扱説明書に記載されている安全上必要な部品が全て揃っていることを確認すること。

(1) ベルトの摩耗、傷、ねじれ、塗料・薬品類による変色・硬化・溶解

(2) 縫糸の摩耗、切断、ほつれ

(3) 金具類の摩耗、亀裂、変形、錆、腐食、樹脂コーティングの劣化、電気ショートによる溶融、回転部や摺動部の状態、リベットやバネの状態

(4) ランヤードの摩耗、素線切れ、傷、やけこげ、キンクや燃りもどり等による変形、薬品類による変色・硬化・溶解、アイ加工部、ショックアブソーバの状態

(5) 巾取り器のストラップの巻込み、引き出しの状態。ロック機能付き巻取り器については、ストラップを早く引き出したときにロックすること。

各部品の損傷の程度による使用限界については、部品の材質、寸法、構造及び使用条件を考慮して設定することが必要であること。

ランヤードのロープ等の摩耗の進行は速いため、少なくとも1年以上使用しているものについては、短い間隔で定期的にランヤードの目視チェックが必要である。特に、ワークポジショニング用器具のロープは電柱等とごく近で摩耗が激しいので、こまめな日常点検が必要であること。また、フック等の近くが傷みやすいので念入りな点検が必要であること。

また、工具ホルダー等を取り付けている場合には、これによるベルトの摩耗が発生するので、定期的にホルダーに隠れる部分の摩耗の確認が必要であること。

### 2 保守

保守は、定期的及び必要に応じて行なうこと。保守にあたっては、部品を組み合わせたパッケージ製品（例：フック等、ショックアブソーバ及びロープ等を組み合わせたランヤード）を分解して他社製品の部品と組み合わせることは製造物責任の観点から行わないこと。

(1) ベルト、ランヤードのロープ等の汚れは、ぬるま湯を使って洗い、落ちにくいう場合は中性洗剤を使って洗った後、よくすすぎ、直射日光に当たらない室内の風通しのよい所で自然乾燥させること。その際、ショックアブソーバ内部に水が浸透しないよう留意すること。

(2) ベルト、ランヤードに塗料がついた場合は、布等でふきとること。強度に影響を与えるような溶剤を使ってはならないこと。

(3) 金具類が水等に濡れた場合は、乾いた布でよくふきとった後、さび止めの油をうすぐ塗ること。

(4) 金具類の回転部、摺動部は定期的に注油すること。砂や泥等がついている場合はよく掃除して取り除くこと。

(5) 一般的にランヤードのロープ等は墜落制止用器具の部品の中で寿命が最も短いので、ランヤードのロープ等のみが摩耗した場合には、ランヤードのロープ等を交換するか、ランヤード全体を交換すること。交換にあたっては、墜落制止用器具本体の製造者が推奨する方法によることが望ましいこと。

(6) 巾取り器については、ロープの巻込み、引出し、ロックがある場合はロックの動作確認を行なうとともに、巾取り器カバーの破損、取付けネジの緩みがないこと、金属部品の著しい錆や腐食がないことを確認すること。

### 3 保管

墜落制止用器具は次のような場所に保管すること。

(1) 直射日光に当たらない所

(2) 風通しがよく、温湿度のない所

(3) 火気、放熱体等が近くにない所

(4) 腐食性物質が近くにない所

(5) ほこりが散りにくい所

(6) ねずみの入らない所

## 第7 廃棄基準

1 一度でも落下時の衝撃がかったものは使用しないこと。

2 点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

## 第8 特別教育

事業者は、高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難などろにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行なう作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、あらかじめ、次の科目について、学科及び実技による特別の教育を所定の時間以上行なうこと。

(※図表省略)



基発 0125 第 2 号  
平成 31 年 1 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

### 安全帯の規格の全部を改正する告示の施行について

安全帯の規格の全部を改正する告示（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号。以下「改正規格」という。）が平成 31 年 1 月 25 日に告示され、平成 31 年 2 月 1 日から適用されることとなった。

本改正は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 184 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 75 号。以下「改正安衛則」という。）の施行に伴い、諸外国や国際標準化機構（以下「ISO」という。）の動向等を踏まえ、高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合であって足場を組み立てる等の措置が困難な場合等に使用される安全帯について、名称、使用制限及び構造等を全面的に改めることにより、その安全性の向上を図るためのものである。

改正規格の趣旨及び内容については、下記のとおりであるので、関係事業者に対する周知を図るとともに、これらの運用に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨等

##### 1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 42 条においては、政令で定める一定の機械等は、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならないこととしている。また、同条に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 13 条第 3 項各号において、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等を具体的に定めている。

今般、諸外国や ISO の動向等を踏まえ、また、改正政令により令第 13 条第

3項第28号の「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」と改めることに伴い、同号の機械等に係る厚生労働大臣が定める規格である安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）について、名称、構造及び試験方法等を見直すための全部改正を行ったものである。

## 2 基本的考え方

- (1) 本改正は、ISOの規格10333「フォールアレスト・システム(personal fall-arrest systems)」（以下「ISO規格」という。）との整合を図るために行われたものであるが、一部、日本人の体格等を踏まえた我が国独自の基準が含まれること。
- (2) 本改正では、可能な限り、強度及び衝撃荷重等の性能を規定し、材質、形状及び寸法等の仕様規定は極力省いたこと。

## 3 適用日及び経過措置

- (1) 改正規格の適用日（平成31年2月1日）において、現に製造している安全帯又は現に存する安全帯の規格については、2022年1月1日までの間は、なお従前の例によるとしたこと。
- (2) (1)の安全帯以外の安全帯で、2019年8月1日前に製造された安全帯又は同日において現に製造している安全帯の規格については、2022年1月1日までの間は、なお従前の例によることができるとしたこと。
- (3) (1)及び(2)は、(1)及び(2)の安全帯又はその部分が改正規格に適合するに至った後における当該墜落制止用器具又はその部分については、適用しないこととしたこと。

## 第2 詳細事項

### 1 「墜落制止用器具」の名称（名称関係）

- (1) 改正政令により、令第13条第3項第28号の「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」と改めたことに伴い、告示の名称を「安全帯の規格」から「墜落制止用器具の規格」に改めること。
- (2) 令改正前に安全帯として認められていたU字つり用胴ベルト型安全帯については、ISO規格において、墜落を制止するための器具ではなく、作業時の身体の位置を保持するための器具である「ワークポジショニング(work-positioning systems)」に分類されていることに整合させるため、改正規格には含まれないこと。

### 2 定義（第1条関係）

- (1) 本条第1号は、ISO規格において、フルハーネスは骨盤付近、脚及び肩の周りに配置されたストラップ等によって構成されるものと規定されていることに整合させたものであること。

(2) 本条第4号は、フック、カラビナ及び環については、墜落制止用器具に係る部品を連結するための金具であり、ISO規格では、形状を問わず、「コネクタ」と統一されていることに整合させるため、フック、カラビナ及び環をまとめて「コネクタ」と定義したものであること。

(3) 本条第7号及び第8号について

ア 本条第7号及び第8号は、ISO規格に整合した「自由落下距離」及び「落下距離」の定義を追加したものであること。

イ 本条第8号の墜落制止時の「ランヤード及びフルハーネスの伸び等」の「等」には、ロック装置付き巻取り器の墜落制止時の追加引き出し長さ及びコネクタの変形が含まれること。

### 3 使用制限（第2条関係）

(1) 本条は、改正安衛則第130条の5等において、事業者は、「墜落による危険のおそれに対する性能を有する墜落制止用器具（以下「要求性能墜落制止用器具」という。）を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じる等と規定していることを踏まえ、「墜落による危険のおそれに対する性能」を満たすための条件を規定する趣旨であること。

(2) 本条第1項については、墜落制止用器具はフルハーネス型を原則とすべきであるが、墜落時にフルハーネス型墜落制止用器具の着用者が地面に到達するおそれのある場合等の対応として、本規格に適合する胴ベルト型の使用を認めるという趣旨であること。本条は、この趣旨から、第8条第3項に定める第二種ショックアブソーバの自由落下距離（4.0メートル）及びショックアブソーバの伸び（1.75メートル）の合計値に1メートルを加えた高さである6.75メートルを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具は、フルハーネス型でなければならないことを規定したこと。

(3) 本条第2項について

ア 本項は、フルハーネス型か胴ベルト型かに関わらず、墜落制止用器具が満たすべき「墜落による危険のおそれに対する性能」として、墜落制止用器具が着用者の体重及びその装備品の質量の合計に耐えるものでなければならないことを規定した趣旨であること。

イ 本項の「耐えるもの」には、着用者の体重及びその装備品の質量の合計が、第8条第6項で規定する落下試験用のトルソー、重り又は砂のうの質量（第9条第2項の規定により「使用可能な着用者の体重と装備品の質量の合計の最大値」としてショックアブソーバに表示されるもの）を超えないことが含まれること。

(4) 本条第3項について

ア 本項は、フルハーネス型か胴ベルト型かに関わらず、墜落制止用器具が

満たすべき「墜落による危険のおそれに対応した性能」として、ランヤードは、作業箇所の高さ及び取付設備等の状況に応じ、適切なものでなければならないことを規定した趣旨であること。

イ 本項の「適切なもの」には、ショックアブソーバの種別について、コネクタの取付設備等の高さ等により定まる自由落下距離が、第8条第3項で規定するショックアブソーバの種別に応じた基準を満たす自由落下距離のうち最大のもの（第9条第2項の規定によりショックアブソーバに表示されるもの）を超えないことが含まれること。

#### 4 構造（第3条関係）

- (1) 本条第1項第1号の「適切に支持する構造」には、例えば、日本工業規格T8165（以下「JIS T8165」という。）の5.2.1のa)からc)及びe)の規定による構造があること。
- (2) 本条第1項第2号の「適切に適合させること」には、例えば、JIS T8165の5.2.1d)の規定によるものがあること。
- (3) 本条第1項第3号について
  - ア 本号のフルハーネス型に備えるランヤードについては、ショックアブソーバが含まれること。ただし、第8条第3項のショックアブソーバの衝撃荷重の基準と同等以上の衝撃吸収の機能を有する親綱等とランヤードが接続されている場合においても、ランヤードにショックアブソーバを備えることを求める趣旨ではないこと。  
イ 本号の「適切に接続したもの」には、例えば、JIS T8165の5.5.4から5.5.7の規定によるものがあること。
- (4) 本条第1項第4号の「適切に結合でき、接続部が容易に外れないもの」には、例えば、JIS T8165の5.2.1g)、5.3.6及び5.5.2の規定によるものがあること。
- (5) 本条第2項第1号の「適切に支持する構造」には、例えば、JIS T8165の5.2.2b)の規定による構造があること。
- (6) 本条第2項第2号の「適切に適合させること」には、例えば、JIS T8165の5.1a)及び5.2.2a)の規定によるものがあること。
- (7) 本条第2項第3号の「適切に接続したもの」には、例えば、JIS T8165の5.5.3から5.5.7の規定によるものがあること。

#### 5 部品の強度（第4条関係）

- (1) 本条で規定する部品の強度は、ISO規格で規定する静的荷重試験の基準値に整合させる趣旨であるが、日本人の体格等を踏まえ、ISO規格に整合させることで重量増加等があり、かえって労働災害を誘発する可能性があるものについては、日本独自の基準を採用したこと。また、本条で規定する引張

試験等の方法については、JIS T8165 に定める方法及びこれと同等の方法とするが、これらの方法は、原則として ISO 規格に適合させるものとし、ISO 規格に明確な規定がない場合は、欧米の規格を参考として定めたものであること。

(2) フルハーネスに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具)」に定める引張試験の方法には、JIS T8165 の 8.2.1 及び 8.2.2 の規定による方法があること。

(3) 胴ベルトに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具)」に定める引張試験の方法には、JIS T8165 の 8.1.1a) 及び 8.1.2 の規定による方法があること。

(4) ランヤードのロープ等について

ア 織ベルト・織維ロープのランヤードの引張強度を ISO 規格に適合させると巻取り器やショックアブソーバが大型化し、作業性を損なうことにより、かえって労働災害を誘発するおそれがあることから、第一種ショックアブソーバを備えるランヤードについては、従来どおり 15 キロニュートンとすることができるとし、足元にフックを掛けることで鉄骨等の鋭角による応力集中のおそれがある第二種ショックアブソーバを備えるランヤードについては、ISO 規格どおり 22 キロニュートンとしたこと。

イ ランヤードのロープ等に係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具)」に定める引張試験の方法には、JIS T8165 の 8.1.1a) 及び 8.1.3 の規定による方法があること。

(5) コネクタの引張強度について

ア コネクタの引張強度は、ISO 規格への適合に伴う重量増加により、かえって労働災害を誘発するおそれがあることから、従来どおり 11.5 キロニュートンとしたこと。

イ コネクタに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具)」に定める引張試験の方法には、JIS T8165 の 8.1.1a)、8.1.4 及び 8.1.8 の規定による方法、「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具)」に定める耐力試験の方法には、JIS T8165 の 8.1.1b) 及び 8.1.5 の規定による方法があること。

(6) ショックアブソーバの引張強度について

ア ショックアブソーバの引張強度は、ISO 規格への適合に伴う重量増加により、かえって労働災害を誘発するおそれがあることから、種別を問わず 15 キロニュートンとしたこと。

イ ショックアブソーバに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具)」に定める引張試験の方法には、JIS T8165 の 8.1.1a) 及び 8.1.7 の規定による方法があること。

## (7) 巻取り器について

- ア 巻取り器は、ISO 規格に直接該当する規定がないことから、日本独自の基準として、コネクタと同じ引張強度を求めるることとし、さらに、ロック装置を有する巻取り器については、ショックアブソーバの最大の衝撃荷重である 6 キロニュートンの引張強度を求めたこと。
- イ 巻取り器のうち、任意の長さで巻取りを停止させる機能を有するものについては、ストラップを最大限引き出したときに巻取りを停止させた状態で使用することが可能であることから、ロック装置の有無に関わらず、ロック装置を有さない巻取り器として規格を適用すること。
- ウ 巻取り器に係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具)」に定める引張試験の方法には、JIS T8165 の 8.2.1 及び 8.2.5 の規定による方法があること。
- エ ロック装置を有する巻取り器に係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具)」に定める引張試験の方法には、JIS T8165 の 8.2.1 及び 8.2.6 の規定による方法があること。

## 6 材料（第 5 条関係）

本条は、第 4 条の表の上欄に掲げる墜落制止用器具の部品の材料について規定したものであること。

## 7 部品の形状（第 6 条関係）

- (1) 本条は、可能な限り、性能に関する規定とする趣旨から、フルハーネスの織り方、厚さ及びよじれ等、ISO 規格に規定がない形状等の仕様規定を削除するとともに、ISO 規格で規定されているフルハーネスの主たる部分の幅等に整合する規定としたこと。
- (2) フルハーネスについては、ISO 規格において主ストラップが 40 ミリメートル、補助ストラップが 20 ミリメートルと規定されていることを踏まえて規定したものであり、「縫製及び形状が安全上適切なものであること」には、例えば、JIS T8165 の 5.1d)、5.2.1 の e) 及び f)、5.3.1 及び 5.3.2 の規定によるものがあること。
- (3) 脊ベルトに係る「縫製及び形状が安全上適切なものであること」には、例えば、JIS T8165 の 5.1d)、5.2.2e) 及び 5.3.3 の規定によるものがあること。
- (4) 補助ベルトとは、脊ベルト型墜落制止用器具に、墜落時の衝撃を和らげるために脊ベルトに加えて使用する帶状の部品をいい、補助ベルトに係る「縫製及び形状が安全上適切なものであること」には、例えば、JIS T8165 の 5.1d) 及び 5.3.4 の a) 及び b) の規定によるものがあること。
- (5) バックルに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具)」に定める振動試

験の方法」には、JIS T8165 の 8.4 の規定による方法があること。また、「確実にベルトを保持することができること」には、例えば、JIS T8165 の 6.5 の規定によるものがあること。

- (6) ランヤードに係る「標準的な自由落下距離」とは、第 9 条第 2 項で規定する「標準的な使用条件」で使用した場合の自由落下距離を示す趣旨であり、「標準的な使用条件」を決定する際の目安については、10 のア及びウに示すところによること。また、ランヤードに係る「縫製及び形状が安全上適切なものであること」には、例えば、JIS T8165 の 5.1d)、5.3.11 の a) から c)、5.3.12、5.4.1 の a)、b)、d)、e) 及び f)、5.4.2 及び 5.4.3 の規定によるものがあること。
- (7) コネクタの「適切な外れ止め装置」には、例えば、JIS T8165 の 5.3.8a)、5.3.9a) の規定によるものがあること。なお、コネクタのうち、取り外しができない形状のものについては、外れ止め装置は要求されないこと。また、コネクタに係る「形状が安全上適切なものであること」には、例えば、JIS T8165 の 5.3.8b)、5.3.9c) 及び 5.3.10 の規定によるものがあること。

## 8 部品の接続（第 7 条関係）

- (1) 本条は、部品の接続について、ベルトとバックルの接続等の個別の接続に関する仕様規定を削除し、求められる性能を規定することとしたものであること。
- (2) 本条第 1 項の「的確に、かつ、容易に緩まないように接続できるもの」には、例えば、JIS T8165 の 5.5.1 から 5.5.7 の規定によるものがあること。また、安全上必要な部品が取り外されていると墜落制止用器具の機能が発揮できないことを踏まえ、「的確に、かつ、容易に緩まないように接続できるもの」には、墜落制止用器具の製造者が指定する安全上必要な部品が的確に接続されていることが含まれること。
- (3) 本条第 2 項は、別々の製造者によって製造されたランヤードとフルハーネスなどが組み合わされる場合であっても、相互に干渉することなく、所期の機能を発揮できる必要があることから規定する趣旨であること。

## 9 耐衝撃性等（第 8 条関係）

- (1) 本条第 1 項のフルハーネスに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める落下試験の方法」には、JIS T8165 の 8.3.3 の規定による方法があること。また、「トルソーを保持できるもの」には、例えば、JIS T8165 の 6.4.2a) の規定によるものがあること。
- (2) 本条第 2 項について  
ア 本項のフルハーネスの落下試験時のトルソーの中心線とランヤードのなす角度の上限は、ISO 規格に合わせ、45 度としたこと。併せて、ランヤ

ードを接続するコネクタを身体の前面に備え付ける場合等は、墜落時にランヤードが顔面に激突する危険を減らし、かつ、墜落後の自力による応急措置を行いやすくする等の趣旨により、欧州の規格に合わせて 50 度を上限としたこと。

イ 「身体の前面に備え付ける場合等」の「等」には、感電防護衣等を着用するためにコネクタの位置を低くする必要がある場合が含まれること。

(3) 本条第 3 項について

ア 本項のショックアブソーバに係る落下試験における自由落下距離及び基準については、ISO 規格に整合させたものであること。

イ 本項のショックアブソーバに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める落下試験の方法」には、JIS T8165 の 6.4.1a)、8.3.4 及び 8.3.11 の規定による方法があること。

ウ 本項のショックアブソーバに係る落下試験の「同等の方法」には、ISO の規格 10333-2 の 5.1.1 に適合するテ스트ランヤードを使用することが含まれること。

エ 第一種ショックアブソーバに係る落下試験については、1.8 メートルを超える自由距離を落下させ、第一種の基準に適合することを確認することは、より安全な措置であることから認められること。ただし、第二種の自由落下距離である 4.0 メートルを超えることは認められないこと。この場合、本項で規定する落下試験において第一種の基準に適合することが確認された自由落下距離のうち、1.8 メートル以上 4.0 メートル以下のものが、第 6 条の表のランヤードの項第 2 号及び第 9 条第 2 項に規定する「第 8 条第 3 項の表に定める基準を満たす自由落下距離のうち最大のもの」に該当すること。

(4) 本条第 4 項のロック装置を有さない巻取り器に係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める落下試験の方法」には、JIS T8165 の 8.3.5 の規定による方法があり、ロック装置を有する巻取り器に係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める落下試験の方法」には、JIS T8165 の 8.3.6 の規定による方法があること。

(5) 本条第 5 項の胴ベルト型に係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める落下試験の方法」には、JIS T8165 の 6.4.1、8.3.9 及び 8.3.10 の規定による方法があること。

(6) 本条第 6 項第 1 号の「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める形状、寸法及び材質に適合するもの」には、JIS T8165 の 8.3.1b) 1) の規定によるものがあること。また、同項第 2 号の「特殊の用途」には、100 キログラムを超える質量に耐える墜落制止用器具を使用する用途が含まれること。

## 10 表示（第9条関係）

本条第2項の「標準的な使用条件」を製造者が決定する際には、次に掲げる数値を目安として使用すること。ただし、ア及びイは、成人男性を前提としているため、女性用等、着用者を限定した墜落制止用器具については、ア及びイの数値に関わらず、適切な数値を使用しても差し支えないこと。また、ロック装置付き巻取り器を備えるランヤードについては、当該巻取り器のストラップが最大限引き出されたときの長さの2分の1を標準的な使用条件におけるランヤードの長さとして差し支えないこと。

- ア フルハーネスにランヤードを接続する部分の作業床等からの高さ  
1.45 メートル
- イ 胴ベルトにランヤードを接続する部分の作業床等からの高さ 0.95 メートル
- ウ コネクタの取付設備の作業床等からの高さ
  - ① 第一種ショックアブソーバの場合 0.85 メートル
  - ② 第二種ショックアブソーバの場合 0 メートル

○厚生労働省告示第十一号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百八十四号）の施行に伴い、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条の規定に基づき、安全帯の規格（平成十四年厚生労働省告示第三十八号）の全部を次のように改正し、平成三十一年二月一日から適用する。

平成三十一年一月二十五日

厚生労働大臣　根本　匠

墜落制止用器具の規格

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 フルハーネス 墜落を制止する際に墜落制止用器具を着用した者（以下「着用者」という。）の身体にかかる荷重を肩、腰部及び腿等において支持する構造の器具をいう。
- 二 脊ベルト 身体の腰部に着用する帶状の器具をいう。
- 三 ランヤード フルハーネス又は脊ベルトと親綱その他の取付設備等（墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。）とを接続するためのロープ又はストラップ（以下「ランヤードのロープ等」という。）、コネクタ等（ショックア

ブソーバ又は巻取り器を接続する場合は、当該ショックアブソーバ又は巻取り器を含む。) からなる器具をいう。

四 コネクタ フルハーネス、胴ベルト、ランヤード又は取付設備等を相互に接続するための器具をいう。

五 ショックアブソーバ 墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。

六 巾取り器 ランヤードのロープ等を巻き取るための器具をいう。

七 自由落下距離 労働者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからコネクタの取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。

八 落下距離 墜落制止用器具が着用者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。

#### (使用制限)

第二条 六・七五メートルを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具は、フルハーネス型のものでなければならない。

2 墜落制止用器具は、当該墜落制止用器具の着用者の体重及びその装備品の質量の合計に耐えるものでなければならない。

3 ランヤードは、作業箇所の高さ及び取付設備等の状況に応じ、適切なものでなければならぬ。

(構造)

第三条 フルハーネス型の墜落制止用器具（以下「フルハーネス型墜落制止用器具」という。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 墜落を制止するときに、着用者の身体にかかる荷重を肩、腰部及び腿<sup>もも</sup>等においてフルハーネスにより適切に支持すること。

二 フルハーネスは、着用者に適切に適合させることができること。

三 ランヤード（ショックアブソーバを含む。）を適切に接続したものであること。

四 バックルは、適切に結合でき、接続部が容易に外れないものであること。

2 胴ベルト型の墜落制止用器具（以下「胴ベルト型墜落制止用器具」という。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 墜落を制止するときに、着用者の身体にかかる荷重を胴部において胴ベルトにより適切に支持する構造であること。

二 胴ベルトは、着用者に適切に適合させることができるのこと。

三 ランヤードを適切に接続したものであること。

(部品の強度)

第四条 墜落制止用器具の部品は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める

強度を有するものでなければならぬ。

区分	強度
フルハーネス	日本工業規格 T八一六五（墜落制止用器具）に定める引張試験の方法又はこれと同等の方法によつてトルソーの頭部方向に一五・〇キロニュートンの引張荷重を掛けた場合及びトルソーの足部方向に一〇・〇キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断しないこと。
胴ベルト ランヤードのロープ等	日本工業規格 T八一六五（墜落制止用器具）に定める引張試験の方法又はこれと同等の方法によつて一五・〇キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断しないこと。

		コネクタ	トンとすることができます。
		ショックアブソーバ	<p>一 日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める引張試験の方法又はこれと同等の方法によつて一一・五キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断し、その機能を失う程度に変形し、又は外れ止め装置の機能を失わないこと。</p>
		巻取り器	<p>二 日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める耐力試験の方法又はこれと同等の方法による試験を行つた場合において、破断し、その機能を失う程度に変形し、又は外れ止め装置の機能を失わないこと。</p> <p>日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める引張試験の方法又はこれと同等の方法によつて一五・〇キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断等によりその機能を失わないこと。</p> <p>一 日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める引張試験の方法又はこれと同等の方法によつて一一・五キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断しないこと。</p> <p>二 ロック装置を有する巻取り器にあつては、日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める引張試験の方法又はこれと同等の方法によつて六</p>

- ・○キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、ロック装置の機能を失わないこと。

(材料)

第五条 前条の表の上欄に掲げる墜落制止用器具の部品の材料は、当該部品が通常の使用状態において想定される機械的、熱的及び化学的作用を受けた場合において同表の下欄の強度を有するようを選定されたものでなければならぬ。

(部品の形状等)

第六条 墜落制止用器具の部品は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める形状等のものでなければならない。

区分	形状等
フルハーネス	<p>一 墜落を制止するときに着用者の身体にかかる荷重を支持する主たる部分の幅が四〇ミリメートル以上であること。</p> <p>二 前号の部分以外の部分の幅が二〇ミリメートル以上であること。</p> <p>三 縫製及び形状が安全上適切なものであること。</p>
胴ベルト	一幅が五〇ミリメートル（補助ベルトと組み合わせる場合は、四〇ミリメートル）以上であること。

			補助ベルト
			二 縫製及び形状が安全上適切なものであること。
		バッグル	一 幅が七五ミリメートル以上であること。 二 厚さが二ミリメートル以上であること。 三 縫製及び形状が安全上適切なものであること。
コネクタ	ランヤード		日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める振動試験の方法又はこれと同等の方法による試験を行つた場合において、確実にベルトを保持することができるること。
		一 脊ベルト型墜落制止用器具に使用するランヤードは、長さが一、七〇〇ミリメートル以下であること。 二 フルハーネス型墜落制止用器具に使用するランヤードは、当該ランヤードを使用する場合の標準的な自由落下距離が、当該ランヤードに使用されるショックアブソーバに係る第八条第三項の表に定める基準を満たす自由落下距離のうち最大のものを上回らないものであること。 三 縫製及び形状が安全上適切なものであること。	
	一 適切な外れ止め装置を備えていること。 二 形状が安全上適切なものであること。		

(部品の接続)

第七条 墜落制止用器具の部品は、的確に、かつ、容易に緩まないよう接続できるものでなければならぬ。

2 接続部品は、これを用いて接続したために墜落を制止する機能に異常を生じないものでなければならぬ。

(耐衝撃性等)

第八条 フルハーネスは、トルソーを使用し、日本工業規格T八一六五(墜落制止用器具)に定める落下試験の方法又はこれと同等の方法による試験を行つた場合において、当該トルソーを保持できるものでなければならない。

2 前項の試験を行つた場合に、トルソーの中心線とランヤードとのなす角度がトルソーの頸部を上方として四五度を超えないものでなければならない。ただし、フルハーネスとランヤードのロープ等を接続するコネクタを身体の前面に備え付ける場合等は、五〇度を超えないものとすることができる。

3 シヨツクアブソーバは、重りを使用し、日本工業規格T八一六五(墜落制止用器具)に定める落下試験の方法又はこれと同等の方法による試験を行つた場合において、衝撃荷重、シヨツクアブソーバの伸びが次の表に定める種別に応じた自由落下距離の区分に応じ、それぞれ同表に定める基準

を満たさなければならない。

種別		自由落下距離	基準
第一種	第二種	衝撃荷重	
一・八メートル	四・〇メートル	四・〇キロニュートン以下	ショックアブソーバの伸び 一・二メートル以下
		六・〇キロニュートン以下	一・七五メートル以下

4 卷取り器は、重りを使用し、日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める落下試験の方法又はこれと同等の方法による試験を行つた場合において、損傷等によりストラップを保持する機能を失わないのでなければならず、かつ、ロック装置を有するものにあつては、当該ロック装置の損傷等によりロック装置の機能を失わないのでなければならない。

5 胴ベルト型墜落制止用器具は、トルソー又は砂のうを使用し、日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める落下試験の方法又はこれと同等の方法による試験を行つた場合において、トルソー又は砂のうを保持することができるものであり、かつ、当該試験を行つた場合にコネクタにかかる衝撃荷重が四・〇キロニュートン以下のものでなければならない。

6 第一項及び前項のトルソー、第三項及び第四項の重り並びに前項の砂のうは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 トルソーは、日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める形状、寸法及び材質に適合

するもの又はこれと同等と認められるものであること。

二 質量は、一〇〇キログラム又は八五キログラムであること。ただし、特殊の用途に使用する墜落制止用器具にあっては、この限りではない。

(表示)

第九条 墜落制止用器具は、見やすい箇所に当該墜落制止用器具の種類、製造者名及び製造年月が表示されているものでなければならない。

2 シヨツクアブソーバは、見やすい箇所に、当該シヨツクアブソーバの種別、当該シヨツクアブソーバを使用する場合に前条第三項の表に定める基準を満たす自由落下距離のうち最大のもの、使用可能な着用者の体重と装備品の質量の合計の最大値、標準的な使用条件の下で使用した場合の落下距離が表示されているものでなければならない。

(特殊な構造の墜落制止用器具等)

第十条 特殊な構造の墜落制止用器具又は国際規格等に基づき製造された墜落制止用器具であつて、厚生労働省労働基準局長が第三条から前条までの規定に適合するものと同等以上の性能又は効力を有すると認めたものについては、この告示の関係規定は、適用しない。

附 則

第一条 この告示は平成三十一年二月一日から適用する。

第二条 平成三十一年二月一日において、現に製造している安全帯又は現に存する安全帯の規格については、平成三十四年一月一日までの間は、なお従前の例による。

第三条 前条に規定する安全帯以外の安全帯で、平成三十一年八月一日前に製造された安全帯又は同日において現に製造している安全帯の規格については、平成三十四年一月一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第四条 前二条の規定は、これらの条に規定する安全帯又はその部分がこの告示による改正後の墜落制止用器具構造規格に適合するに至つた後における当該墜落制止用器具又はその部分については、適用しない。